

平成27年度第4回地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

| | | | |
|----------|------------------------------|--|--|
| 会議名 | 平成27年度 第4回 いわき市地域自立支援協議会 | | |
| 日時 | 平成28年3月23日(木) 14:00~16:10 | 場所 | いわき市文化センター2階 中会議室(1)(2) |
| 出席者 | 【項目】 | 【氏名】 | 【所属・職名】 |
| | 学識経験者 | 山本 佳子 | いわき明星大学教養学部地域教養学科 教授【副会長】 |
| 出席者 | 障がい者福祉団体 | 田子 久夫 | 磐城済世会舞子浜病院名誉院長 |
| | | 吉江 路子 | いわき市盲人福祉協会 |
| | | 古館 信義 | いわき市身体障害者福祉協会会長 |
| | | 石井 静子 | いわき聴力障害者会副会長 |
| | | 豊田 正勝 | いわき市腎臓病患者友の会 |
| | | 鈴木 繁生 | いわき地区障がい者福祉連絡協議会 |
| | 障がい者福祉施設等 | 新妻 登 | 社会福祉法人いわき福音協会理事【会長】 |
| | | 古川 敬 | 社会福祉法人育成会理事 |
| | | 草野 滋章 | 社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事 |
| | | 瀬戸 良英 | 福島県立平養護学校校長 |
| | 障がい者関係機関等 | 石澤 義夫 | 平公共職業安定所所長 |
| | | 星 美枝子 | いわき障害者就業・生活支援センター センター長 |
| | | 佐藤 裕之 | 社会福祉法人社会福祉協議会生活支援課長 |
| | いわき市役所 | 事務局 | いわき市保健福祉部（次長） いわき市こども家庭課（課長） いわき市保健所地域保健課（精神保健係長） いわき市障がい福祉課（課長、主幹、事業係） |
| 相談支援事業所等 | 事務局 | 特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき いわき市障害者生活介護センター 相談支援事業所 ふくいん スペースけやき 地域生活相談室 せんとらる いわき地域療育センター ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」 相談支援事業所 えーる | |
| 欠席者 | 学識経験者 | 関 晴朗 | 国立病院機構いわき病院院長 |
| | 障がい者福祉団体等 | 森田 千鶴子 | いわき市手をつなぐ育成会 |
| | | 根本 徳一 | いわき市精神障害者家族会 ふれあい会会長 |
| | 障がい者福祉施設等 | 松崎 有一 | 社会福祉法人誠心会理事長 |

| | |
|------|---|
| | 障がい者関係機関等 齋藤 秀美 福島県立いわき養護学校長 市民代表 石井 キヌ いわき市ボランティア連絡協議会 |
| 配布資料 | 平成27年度第4回地域自立支援協議会次第 平成27年度第4回地域自立支援協議会資料 資料1 平成27年度運営会議等における取り組みについて 資料2 障害者差別解消法の施行に向けた市職員対応要領（案）について 資料3 第4次いわき市障がい者計画における事業実施状況について 資料4 基幹相談支援センター設置に向けた検討（他自治体の動向）について 資料5 平成29年度いわき市障がい者（児）福祉施設等整備方針の方向性等について |

○ 平成27年度第4回地域自立支援協議会

I 開会

II 会長あいさつ

III 議事

議長 それでは、早速議事に入ります。本日は報告事項が3件、協議事項が2件、その他1件ということで進めていきます。報告事項の(1)平成27年度運営会議等における取り組みについて、まず、運営会議、次に専門部会ということで報告をお願いします。

運営 会議 今年度は、主に3つの課題に取り組みました。1つ目は、発達障がい者の支援体制のあり方について検討ということで、昨年度からの継続のものです。2つ目は基幹相談支援センターの検討です。3つ目は障害者差別解消法の検討です。資料の1ページ目をご覧ください。発達障がい者の支援体制のあり方検討について、内容は(1)事例検討会の開催を行いました。年4回ということで、どの機関で何を行っているか、顔の見える関係づくりや共通理解を図る場ということで実施しました。事例が4つ挙がっております。時間の都合でお読みいただければと思います。右側の評価、次年度の取り組みについてですが、年4回の事例検討会を開催し、以下の点について共通理解が図られました。また、今後の課題も見出されました。1つ目として、支援者に求められるものとして5点ほど挙げてあります。ご覧ください。特にライフステージごとにきちんと繋ぐや、本人が支援を希望しないときの支援者の対人スキルの向上、それから人道的に介入するなど、ご本人は困り感のない方への介入について、昨今虐待の事件や児童相談所の問題もニュースで取り上げられていますが、そういった点が発達障がい者についてもいろいろ関わってくるかと思えます。次に、関係機関との連携ということで、いろいろあがっておりますが、ご本人もご家族の方も高齢化に伴いまして、地域包括センターとの連携も大切になってきます。それから家族支援の機関が殆どないということが明らかになりました。警察が介入した際に保健所の関わりが結構重要だということ、民生児童委員の方の協力を得るという

ことが重要など、今回の事例検討を通じまして、引きこもり対策事業ということで保健所主催で引きこもりの中に発達障がい診断を受けていないけれども、発達障がいではないかと思われる方がいるということも分かりました。次年度の課題として、引き続き、事例検討会を通して関係機関の顔の見える関係づくりや共通理解を図っていきたいと考えております。今年度は入っていただかなかったのですが、大学や高校などの学校関係のお子さんたちにも支援の必要な方がいらっしゃるということでそういった事例も取り上げていければと思います。(2) 発達障がい者支援スキルアップ研修会を開催しました。本日出席されている相談支援事業所の方や生活・就労支援の機関を対象と書いてありますが、相談業務や生活・就労支援等を行う機関の担当者の方を対象として、研修会を開催しました。アドバイザー事業の共催も得られまして、横浜やまびこの里の小林信篤先生をお招きし、36名の参加で行いました。1日朝から夕方までという結構ハードなスケジュールで皆さん熱心にグループワークを行い、今後の相談業務に役立つ研修となったようです。今後の課題もここに挙げてあるような課題が見出されました。次年度の課題として、次年度も引き続き研修会を行って、スキルアップを図っていきたいと思っております。(3)の当事者家族の集まる場の検討ということで、なかなかご本人やご家族も発達障がいの受容が難しいという点があったり、そういう団体が少なかったり、一般の方たちになかなか理解が広まっていなかったり、相談機関もまだできていないということでそういったことを検討するということが挙げたのですがなかなかそこまでたどり着けず、一応右側に書いてありますが、保健所さんの主催で行っている「ひきこもり家族教室ひだまりの会」というところの紹介をいただきまして、ひだまりの会の参加者の中で発達障がいの方が含まれているということを知りました。次年度の課題として、ひだまりの会さんやその他の家族会、若者サポートステーション、ニートと言われるような方たちを支援しているところですが、そういうところから情報を得たりして、連携を取っていければと思います。それからリーフレットやセンターの設立について、今後も引き続き検討を続けていきます。(4) 就労・生活支援の充実ということでやはりなかなか一旦就職はしたもののつまづいてしまったり、なかなか就職にたどりつけ

ないという方についての検討ということを挙げたのですがなかなかそこまで回らずに、ただ発達障がい者就労・生活支援機能強化事業、ふくいんさんで受けている事業なのですが、そのこの連携ということで連携はまだいきませんでした。そのこの実績とか内容についてご報告をいただきました。次年度の連携を図っていきたいと思います。

大きな2番目です。基幹相談支援センターの検討を行いました。検討といいましても、そよ風ネットの受けている特別サポートの事業や委託相談支援事業で困難な内容、事例等について整理しました。それから委託相談支援事業所の意見についてアンケート調査を実施しました。委託相談支援事業所と地区保健福祉センターの役割について整理しました。右側に、アンケートについてですが、基幹相談支援事業所を今後どのような形で設置場所や設置方法を考えればいいのかということで相談支援事業、7事業所にアンケートを取らせていただきましたところ、2回行ったのですが、最初に行った際には設置場所として委託相談支援事業併設が4件、市役所等公共施設が3件、いわき市内に2カ所はだぶって回答してくれました。設置方法については直営が1件、委託が5件、NPO立上が1件ということでした。その後、全体会議を行った際に委員の方からご意見を伺ったときには殆ど直営というご意見だったためにもう1度委託相談支援事業所の方にアンケートを実施した結果、前と変わって、直営が4件、どちらとも言えないということでかなり悩まれて2件、それからNPO立上が1件という回答が得られました。次年度の課題としては、全体会議や障がい福祉課さんでの検討になると思います。

3番目、障害者差別解消法に関する検討ということで先ほど議長さんのほうからありましたように4月1日から施行されます。昨年、全国権利擁護支援ネットワーク代表の佐藤彰一先生にお出でいただきまして、講演会を開催しました。110名の参加がありました。その時のアンケートの結果ですが、説明について分かりやすい説明だったという感想もありましたが、初心者の方には理解するには難しいという感想もありました。(2)として、本日説明がありますが、市職員における対応要領についてということで、これは障がい福祉課から説明があったとありますが、これは(案)ということで運営会議で説明をいただき

ました。次年度の課題として、次年度から施行されますが障がい福祉課からいわき市地域自立支援協議会全体会議に報告していく形になると思います。

議 長

ありがとうございました。各専門部会のほうから説明いただいた後に皆さんからご意見、質問等をいただきたいと思いますので、地域移行支援部会をお願いします。

地域 移行

障がい者の地域生活移行に関する検討を1つ目の課題として挙げまして、検討としては市内の精神科病院のケースワーカーの方に参加していただいて、地域移行への精神科病院から地域への取り組みについて話を伺いました。あとはアンケートを実施しております。その中で出されたことですが、やはり長期入院者の方、短い入院者の方は回転が速くていいというか、退院させることは可能ですが、長期入院の方はご家族も高齢化しているという部分がありまして、家族が引き取ることができないということと、グループホームも不足しているということもありまして、単身生活をするにしても今度は保証人がいないということから、地域移行が進まないという状況がどこの病院からも聞かれました。市営住宅を借りようとすると民間よりもハードルが上がってしまい、難しいということが聞かれました。病院の方で直接不動産屋さん交渉して保証人がいなくても大丈夫という物件をあたって地域移行をしているという現状もお聞きしました。地域移行支援ということで福祉サービスにあるのですが、それを病院の方で頼んでも相談支援事業所、計画相談に対応で難しいということで、それを実際やっていただけたところがないということで病院が独自にやっているというところがほとんどの声でした。

2つ目ですが、グループホームに関する課題の検討ということで、グループホームを運営している事業所さんに部会に参加していただいてグループホームの現状や課題についてお話いただいています。世話人研修会を開催したいと思っていたので、アンケートを実施いたしました。グループホームを運営している事業所さんにお話を伺うと、予想通りといいますか、入居者の高齢化の問題と世話人さんも高齢化が進んでいて求人を出してもなかなか集まらない、どこのグループホームさんでも同じような課題が挙げられていました。世話人研修会に係るアンケートを実施した結果、入居者の高齢化への対応、世話人に求め

られる役割についてやってほしいというアンケート結果があったのですが、事務局のほうで時間がなかったので、事務局提案ということで緊急時の対応ということで実施したいということで部会でも了承をいただいて予定をしていたのですが、研修会の内容と講師のマッチングがなかなかうまくいなくて、今年度グループホームの研修会の開催は出来ませんでした。次年度に持ち越してグループホームの研修を行いたいと思います。

3つ目なのですが、うちの部会で1番時間をかけてやったのが保証制度に関する課題の検討ということで、自立支援協議会が始まって全体会議の1番最初のときも保証の問題も全然解決しない、何か形にしたいと伝えたのですが、うちの部会としては全国に先進的に保証制度をやっているところの資料を集めまして、保証制度の良いところ、悪いところを含めて4つの比較を致しまして、地域移行支援部会ではこのような案がいいのではないかとということで地域移行支援部会案ということで全体会議の方に提案させていただいたのですが、保証制度を今後どこがメインになってやっていくのか、いざ実現させるためにはどうすればいいかという点が部会のほうでもそれ以上の話が進まないというか、そこが手詰まりになっている状況がありまして、具体的に地域移行支援部会としてどのように進めていけばいいかということが正直結論が出せない状況で今年度終わっています。

議長 ありがとうございます。続いて地域生活支援部会お願いします。

地域生活 短期入所とヘルパー不足の2つの課題について検討を行いました。1の短期入所の課題取り組み内容としまして、現状の把握として市内全ての短期入所事業所を対象としたアンケートを行いました。回収率は100%でした。マンパワー不足、報酬単価の低さなどから、多くの事業所において短期入所事業が施設入所支援などのサブ的な事業の位置づけにとどまっている状況であり、積極的な受け入れを行っている事業所が多くないこと、週末や年末年始などの際のニーズの偏りなど、様々な課題があることが明らかとなりました。上記アンケート結果を受けつつ、短期入所事業所の担当者の方に参加いただき、①空床状況など現状よりも詳細な障がい福祉課ホームページにおける事業所情報一覧作成、②緊急時受入れ（京都市で実施されている事業所

持ち回りでの空床確保など)、③需要と供給のバランス(新たな資源の開発)などについて課題検討を行いました。評価・次年度の取り組みとして、①事業自体の啓発、周知のため、現状のものより詳細な事業所情報一覧の作成について検討していくこととしました。前年度部会の中で提案のあった、短期入所事業所の輪番制での空床確保による緊急時受入れ対応は、各短期入所施設のマンパワー不足の状況、稼働率のばらつき、事業所ごとの受入れに関する考え方や受入れ対象者の違い、などにより現状では難しいという結論になりました。今年度課題検討した内容を、次年度において課題検討を予定している、地域生活支援拠点の緊急時等の受け入れなどの際に活用していくこととしました。③アンケート等により、ニーズはあるが様々な理由により利用できていない状況が見えてきた。そのため、ベッド数の増加について、介護保険の短期入所生活介護事業所が二枚看板、相乗りで障害福祉サービスの短期入所の指定を受けることなど、介護保険事業所との連携促進について、今後の国等行政の見解や自立支援協議会における議論なども並行しつつ、検討課題としていくこととしました。

2のヘルパー不足に係る課題、取り組み内容としまして、市内すべての居宅介護事業所を対象としたアンケートにより現状把握を行いました。回収率は48%でした。アンケートからの考察としまして、多くの事業所が新規受入れを断っている状況や、ニーズと対応可能時間のミスマッチ、障がい特性に対応できる職員が少ない、夜間対応の事業所が少ない状況などが明らかとなり、上記のアンケート結果を受けつつ、居宅介護事業所の責任者等に参加いただき、①サービス提供事業所を増やし、受け皿、ヘルパーを増やすこと、②サービスの質の向上を図るため、ヘルパーなどを対象とした障がい特性を理解する研修を行うこと、などについて課題検討を行いました。評価・次年度の取り組みといたしまして、介護保険との連携促進ということで、部会メンバーがヘルパー事業所などの定期集會に顔つなぎ目的での参加をすることから始め、障害者に対するヘルパーが足りない現状について呼びかけを行い、障害福祉サービスの指定をとっていただけるよう誘導を行い、対応出来るヘルパーの数を増やしていくことについて、今回の自立支援協議会全体會議においてもご意見をいただき、次年度以降、具体的に進めていくこ

としました。②次年度、ヘルパーの質の向上などを目的とした研修会を部会主催にて開催すること、その内容について議論しました。担当講師については、県のアドバイザー派遣事業の活用なども視野に入れ検討していくこととしました。①②の手法、中身、スケジューリングなどについて、3月28日の第6回の部会の中でより具体的な検討を行う予定です。また、今年度検討したヘルパー不足の議論についても、次年度の検討課題としている地域生活支援拠点の議論の際に活用していくこととしました。

議長 ありがとうございます。続いて、児童・療育支援部会お願いします。

児童 療育 今年度は4つの課題について取り組んでまいりました。1つ目「いわきサポートブック」を活用した療育支援体制整備です。昨年度いわきサポートブックを作成したのですが、それについて啓蒙と活用をしていこうということで取り組んでまいりました。まず啓蒙ですけれどもサポートブックのリーフレットを作成しまして、各小学校へ全部配布しました。サポートブックはいわき市のホームページからダウンロードしていく体制を取っていただきました。活用についてですが、各事業所で書き方や研修会を個々に行っていただいておりますので、28年度も引き続きそのような体制をとっていきたいと思います。

2つ目について、児童が利用できる短期入所（ショートステイ）に関する課題の検討です。短期入所ですが、昨年度に比べて数は多くないですが、少しずつ利用できる施設も増えてきているということです。大人の施設も利用できるのですけれども、なかなか大人の施設にお子さんがちょっと難しいところかなというのが今後の課題だと思います。

3つ目に障害児通所支援の利用に関する課題の検討ということを取り組んでまいりました。以前もデータをお示しいただいたのですが、通所デイサービスの不足ということが挙げられていまして、だいたい児童発達支援では希望に対して3分の1の利用、放課後等デイサービスに関しては5分の1の利用しかできていないということが現状から分かってきました。当市における発達障がい児の早期発見・早期療育についてというところで取り組んでまいりました。子育てサポートセンターさんのほうで健康検査の流れについてフローチャートを用いて各相談

支援事業所のほうに説明していただきました。そこで発達障害児支援通所の特徴、どんな事業所がどんな特徴があるのかというところがみんな分かり辛いということで、ここで事業所の案内冊子が共通して作れるといいのではないかという話をいただいたので、28年度へこの課題を持ち越させていただきます。各預かり場の確保ということもあったのですが、教育事務所のほうから放課後等子ども教室、教育委員会であったり、ちょっと所管が違うのでそのあたりを障がいとこどもみらい部さん、教育委員会のほうとまた話し合っただけ進めていく必要があるのではないかとわかりました。4つ目ですが、発達障がい児に関する課題の検討ということで現段階で放課後等デイサービス、また児童発達支援に関して28年度ですが通所事業所の方でお聞きしたところ、定員がいっぱいでなかなか受け入れが難しいということが挙げられました。またその中で職員の専門性について質の担保ができないということだったのですが、意見交換の中で外部研修とか内部研修を重ねて各事業所ごとにスキルアップをしていただいている現状がわかりました。あと人員の確保なのですがどうしてもなかなか人が確保できないために受入れが進まないという事業所さんがあったのですが教育委員会のほうで特別支援学級に今行っている支援員さんは長期休暇、どうしても仕事がなくなってしまうのでそういう方をご紹介させていただくという方法を取れると思いますとのご提案をいただきましたので、28年度から実際に活用していきたいと思います。次に重症心身障がい児在宅生活支援プロジェクトチーム、重心のプロジェクトですけれども、実態調査から見える課題の検討ということでやってまいりました。情報提供のあり方、重心の医療的ケアができる居宅介護事業サービスが不足しているということがありまして、どこが医療的ケアができるのかなどの情報がわかりにくいということがありましたので、ホームページにそのあたりを載せていただくことができました。また管理の問題で情報が共有しにくいところがあるのですけれども、その辺を次年度の課題とさせていただきたいと思えます。次のページですけれども、病院と福祉のサービスの連携ということで病院退院時からサービスにつながるケースについてずっと検討をしてきたのですけれども相談支援事業所の役割の確認ということと、情報共有シートの活用の精査ということ

議 長
就労 支援

ろで次年度の課題に持ち越させていただきます。

ありがとうございました。続いて就労支援部会お願いします。

課題と取り組みについてですが、1番目定着支援のあり方について、定着支援における事例集作成に向け、移行支援事業所から1事例を提出してもらい、傾向や支援方法などの共有を図りました。課題といたしまして、個人情報取り扱い、特定できないような配慮、事例集としてどのようにまとめていくかといったところが課題となりました。次年度に向けての取り組みといたしまして、事例を集め収集を行い、企業等に向け活用できるような資料にして、障害者雇用に役立てていくといった目的は変えず、手法の検討を実施する、それから具体的な活用に向けての整理を行うということになっております。

2つ目に企業と福祉との相互理解に向けた取り組みとして、昨年度リーフレット3,000部を作成いたしまして、今年度その活用状況のフィードバックを行っております。各地区保健センター、委託相談支援事業、養護学校等に配布いたしまして、概ね好評をいただいております。来年度も引き続きリーフレット活用の状況は部会として追っていくこととなりました。また商工労政課さん・職親会・ハローワークでの障がい者雇用拡大に向けての取り組みについて報告いただき、就労支援部会としての取り組みについて協議しました。次年度は障がい者雇用に向けて商工労政課・職親会・ハローワークそれぞれの取り組みについて理解し、そのうえで、今後、部会として取り組みについて考えていくこととなっております。

3つ目ですけれども、就労継続支援B型新規利用者の支給決定についてということで、こちらについては今年度から法制化されておましてB型新規の支給決定についての課題を学校・移行支援事業所・委託相談支援事業所から収集し、課題の整理を行っております。今年の2月5日にいわき養護学校で行われたB型事業所利用にともなう説明会を行い、次年度の調整を実施しました。課題といたしましては、計画相談支援事業所の不足、学校で実施するものの行政から依頼はいただけないといったところですが、次年度も就労支援部会としてはそのような役割を担っていくか、検討していくところであります。

4つ目ですけれども、就労継続支援B型事業所連絡協議会についてということで、こちらにつきましては研修会の開催を行

っております。「意思決定支援について」ということで本日出席されておりますいわき育成園の施設長古川先生と勉強会を行っております。次年度もスキルアップ研修を行っていくことを考えております。また事例検討を実施いたしまして、全部で2回行っております。課題といたしましては各事業所から課題が挙がりましたが、分析や整理を行う作業は出来ませんでしたので、次年度以降はこうした事例から課題等を分析、整理を行っていく予定となっております。また、B型事業所連絡協議会の運営についてのシステムを作っていく予定であります。

5つ目、移行支援事業所アセスメントについて、支給決定外で移行支援事業所がアセスメントを行っている実態について実施したアンケートを確認し、アンケートから移行支援事業所が就労希望者に向けて、手帳取得していない方の就労アセスメントを行っている実態が見えてきております。移行支援事業所連絡会より、在学中の学生の卒業後の進路検討に関わるアセスメントの際、市独自の制度化を望む意見が挙げられました。制度化までには根拠の積み重ねが必要と思われるため、移行支援事業所以外の利用手立てがないか、①教育サイドの実態を知る機会を作る、②通常の支給決定の中でアセスメントするといった2点の検討をしていくこととなりました。①につきましては、教育事務所、ハローワーク、移行支援事業所、就労支援部会のメンバーが集まり、課題について整理し、今後システム作りのためのコアメンバーによりワーキンググループを実施していくこととなっております。②については、就労アセスメントをどういった形で進めていくのか、検討していくこととなっております。平成25年度に作成した行動計画を就労部会で作っていましたが、ちょうど3年目を迎えておりまして、3月中に事務局で集まりまして更なる行動計画を作成するという予定となっております。また、就労継続支援B型連絡会においては、次年度に向けた討議課題に関するアンケートを実施いたしまして、アンケートを元に、こちらにつきましても計画だてを行っていきます。もう1点ですけれども、身体障がいに関する就労系障害福祉サービスについての検討をしてもらいたいという話がありまして、こちらにつきましても次年度検討する予定となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。運営会議、各専門部会のそれぞれ

の担当から報告いただきました。皆さんから、ご意見・ご質問あればお願いします。

委員

感想、意見ということで、まず感想ですが、今回この様式で全て出していただいて非常に見やすかったというのが感想です。課題、取り組み内容があって、評価があって、次年度への取り組みがあるということで比較の見やすくなっていたかなと感じました。運営会議の方ですが、1ページ目の本人が支援を希望しない場合の対人スキルの向上ということで記載されておりましたが、就労支援部会で古川さんの意思決定支援の話もありましたけれど、望む、望まないという意思決定のみならず、本人にとってよりよい選択をする、そのプロセスを支援するのも意思決定だと思いますので、今後意思決定支援というのがキーワードになってくるのかなと思いました。それから、地域移行支援部会の保証人制度の問題、住居不足の問題がありましたけれども、4月から福島県居住支援協議会がスタートしますので、そちらの動向も見た方がいいのかなと思います。福島県居住支援協議会の他、いわき市でも居住支援協議会を設置可能となっていたと思いますので、参考までにホームページも立ちあがっているようなので見ていただけたらと思います。また、もしそれでも制度が解決しない場合は、例えばの話ですが、社協さんあたりに社会福祉法人とか NPO 法人、障がい関係、高齢関係が資金を出して、それで社協さんに事業を委託して保証人制度というのができるものかどうかというところをお伺いしたいと思います。といいますのも、社会福祉法人の方は社会貢献とか、地域貢献をするようにと言われておりました、保証人制度でこれだけ困っているのであれば1つの法人がいくらかの資金を出して、ただやるところがない、どこがメインでやっているのかというところがありましたけれども、社協さんもそこは社会貢献、地域貢献ということで受託していただいて、保証人制度の構築に向けて何かできないかなというのを感じました。あとちょっと外れてしまうのですが、児童療育支援部会のほうの啓蒙という言葉ですけれども、以前私も指摘されたことがあるのですが、啓蒙については差別用語であるとか、差別用語でないとかと両論分かれるところではあるようですけれども、行政のほうでは啓発という言葉に置き換えているということもお聞きしました。さほど問題はないかなと思いますけれど

も、今後啓発という形でもよいのかなと思いました。

議長 ありがとうございます。社協さんの話も出ましたし、その前に事務局の方で地域移行の件の協議会が云々という話、これは前回も出たかと思うのですが前回の時には障がい福祉課よりは、確か住宅課で保証人の話とか、それから今の考え方ということで、前回出たかと思うのですが、その後何かやり取りしたとか、障がい福祉課で何かこのことについてコメントあればお願いしたいと思います。

事務局 前は住宅課のほうで、マスタープランを策定中ということでその位置づけ及び方向性について、ご説明ということで、市ではなくて県の協議会を活用してということでご説明させていただいて、そのあと土木課さんでの動きなどは情報としてはまだ入っておりません。

議長 前回のお話では、県の協議会を活用していきたいということと、それから家賃については、家賃債務保証制度、高齢者住宅のほうの制度、もう1つ出たのが包括支援センターの方で去年の12月1日から保証人制度を立ち上げた話なんかが出たところまでが前回の話だったと思います。その辺りはまた専門部のほうでもそうですし、私たちも協議していかなければならないのかなと思います。それからもう1つ、その話のときに基金の話が出たかと思います。結論が出たかどうかは別として、社協さんの方で持ち帰って、ボランティア基金というのかな、社会福祉振興基金というのか、話されたどうかも含めて何か社協さんのほうで、あと〇〇委員からお話があったことを含めて、コメントをお願い出来ればと思います。

委員 まず、ボランティア基金の関係ですが、持ち帰って再度制度を確認したところ、ボランティアを実施するNPO、ボランティア団体への配布ということで助成額が年間20万円となっております。人件費、あと日常的な事務経費には当てられないということで、例えば大きな備品購入とか、パンフレット作成、講演会開催、そういったものに当てられるのでそういう団体さんが手を挙げれば要は可能なのかなと考えております。あと保証制度の関係なのですが、我々としても必要性を感じているところでありまして、1番ネックとなるのが人員体制という部分かなと思います。今、〇〇委員から例えば社会福祉法人が資金を出し合って、その受け皿としてという話がありましたが、それも一

理あるかなと思います。ただ最終的にいわき市の行政として市民の福祉サービスということで、市としてどういう方針を考えるかというのは1番、それぞれ社会福祉法人が出し合うのも結構なのですが最終的に行政としてある程度手当してもらったうえで、受託、受け皿というのはありなのかなと私個人的な意見では感じております。

議長 前回のときにも、直でなくてもいわき市が委託するような形、受けるような形がいいのではないかという話は前回もたぶん出たかなと思います。民間がやってだめだということはないと思いますが、話が出たように住宅、生活の保証というのかな、市の行政ということできちっと位置づけて例えば法人とか、それから資金を出し合ってNPO法人でもなんでも立ち上げて、その事務局を例えば社協に委託するような形にするとまた違ってくるのかなと思うのですが、このことについて他の委員の方からご意見あればお願いします。

委員 これは民間、我々のような個々の事業所、法人ですとか、ここで個別に対応していくというのは難しいとは誰もが考えることだと思います。先ほど〇〇委員がおっしゃったようにやはりなんらかの形でネットワークを組んでそれを束ねる、要はそこに協力する体制であれば我々の法人、個々も十分にこれは協力していけるだろうと、そこが資金であるのか、人であるのか、どういったもので協力していくかというのは別として、やはり束ねる場所があつて、それはやはり社協さんがふさわしいのかなというのは同じ考えです。会長がおっしゃったようにその前提となるのは、市として、どんなふう考えているのか、それが大前提、土台となつてその上に立っていく、その流れが1番だと思っております。

議長 はい、ありがとうございます。その他、ご意見いかがですか。〇〇委員どうですか。もしかすると全国の話をしているかと思しますので、何かあればお願いします。

委員 まったく同感で伺っていました。民間でできることと、それから行政が方針を立てて請け負う部分ということで一致できればいわきにとっていい対策になるのかなと、そのとおりでなと思ひながら伺っておりました。

議長 ありがとうございます。官民一体とか、横文字でイコールパートナーという言葉が使われた時期があつたかと思ひます。

私たち民間が利用者の方と接していて、必要な方と接していてやりたいなと思うのですが、1法人、1事業所では難しい、長続きするサービスを提供していくには市の行政にきちっと位置づけられるとまた箔がつくわけではないのですがいいのかなと私も思います。その他になれば、次に行きたいなと思います。

委員 補足ですけれども、皆さんおっしゃるように官民一体となつてというのはもちろん素晴らしいことだと思いますが、言い忘れたのですけれども、ここは自立支援協議会ですけれども、もし保証制度を立ち上げる場合には障がい関係でなく、高齢と障がいと今実際に近づいてきていますし、地域生活支援部会でも介護保険との連携促進ということであげておりましたけれども、例えば保証制度で困っているのは独居の高齢者もおりまして、今まで大家さんと友達で保証人もなく住んでいたけれども、大家さんが亡くなってしまつて代替わりしたら、息子さんの方から保証人を付けてほしい、保証人をつけられないなら出て行ってくれと、自分は高齢になって身寄りもないなんていう方もいらっしゃいますので、介護保険の社会福祉法人あたりとか、事業者にも声をかけると資金面ではかなり有利になるのかなと思っております。

議長 ありがとうございます。その点は専門部会で検討したことはあるのですか。今障がい者の方で話をしていますが、高齢者の方も住宅の問題、保証人の問題があるかという意見だったので、今までの協議の中で話したことはありますか。

地域移行 前回言ったのですが、包括支援センターでそういったものを立ち上げたという話を聞いたので、その辺、障がい者の方、障がいを持って年齢は上がっていくので、65歳を超えた障がい者の方はそこに該当しないのかななど、そういった検討はしているのですが、具体的に〇〇委員が言ったように高齢者の方と障がい者の方を一緒に、という話はしていなかったです。

議長 ありがとうございます。前回そういうことで地域包括の話をご報告いただいたかと思えます。

委員 只今、地域包括支援センターの話が出たので、それに付随するということですか、まず先ほどの保証人制度についてですが、当然行政との連携が必要ですし、保証制度を作るということも重要ですが、あとは貸すほうで法人保証を認めるかどうかという調整も必要だということもありますので、やはり行政が

関わらなくては難しいのではないかと思います。特に資金の運営などに関しましては、高齢者の団体で不祥事などで団体そのものがなくなってしまうというニュースも伺っておりますので、やはり運営はきちっとしたところでやった方がいいのではないかと考えております。先ほどの地域包括との関係ですが、現在皆さんがご存じの通り、地域包括ケアということが高齢者の方では進められております。これは当然一定の地域の中での連携ネットワークを作ってやるということなんですが、出来ればその中に障がい者、当然高齢者になり得る予備軍の障がい者も含めていただいて、という形で運営会議や地域生活支援の方でよりアプローチを進めていただければというふうに要望したいと思っております。

議 長 法人保証の話は前回も出していただいたのですよね。前回もグループホームとかの、市営住宅のグループホーム化のときに法人保証はできないかという話ですね。

委 員 そうです。個人に限っていますし、民間の業者さんも法人で認めてもらえるかどうかというのはまた別な問題だと思います。

議 長 わかりました。その辺りもこれからやっていく中での課題なのかなと思います。なかなか個人では保証する時に難しい、だけど法人保証になっていけば法人としての対応ができるかなと思います。地域包括ケアについては、今、市の方でもやっているかと思っておりますので、この辺り、事務局の方では、今のところ高齢者だけという考えなのですか。地域包括ケア推進は、障がい者の方は入っているのですか。高齢の障がい者は、当然高齢だから入っていいかと思いますが、先ほど予備軍という言葉を使いましたけれども、若い方の障がい者も域包括ケアの範疇に入れて主として考えているかどうか、何かあればお願いしたいかなと思います。

事 務 局 地域包括ケアにつきましては、対象は、当初の関わりとして、高齢者からスタートはしているのですが、実際会員の中には当協議会の委員である〇〇委員が障連協の代表として入るところと、事務局にも障がい福祉課も入っておりますので、いきなり障がいだけでもこれだけ議論が活発なくらいなので、高齢者からスタートするだけでも活発なものですから、ただ対象としては平成25年度に作成した高齢のほうの計画でも当初高齢者から対象がスタートして、次に障がい者、あとは児童という

ことで対象を広げていきたいということになっていきますので、委員ですとか事務局の方にも障がいの方を関わっております。

議長 ありがとうございます。それともう1つ、地域移行に絡めて保証人制度のことで地域移行支援部会の1番最初の1ページの最初のところに精神病院から云々ということが報告されているのですが、〇〇委員のほうで精神病院から見て、ここにあるのですが2つ、保証人がいないのでアパートを借りられない、市営住宅ではさらにハードルが高く、それから計画相談のほうでは忙しくてなかなか出来ないという話なのですが、病院から見て先生のほうにケースワーカーからお話が入っていましたら、ご意見お願いしたいと思います。

委員 特に届いていなかったのですが、精神科病院における地域移行に関する状況ですが、病院の生活から地域の生活に移行するという流れがありまして、そういう動きを病院全体で行っているところではありますが、やはり住居を探すうえにおいては、先ほどの保証人の問題もありますけれども、だいたいは一人暮らしはいきなりは難しいということと、グループホームという形態をとって、そこに支援のチームを組んでやっていくという状況ですので、グループホームのようなところが確保できればかなり進むのではないかなと思っております。保証人に関しては病院が中心になってやりますので、その辺の問題は、大きな問題にはなっていないですけど、個人がアパートで生活するようになるとおそらく問題になってくると思います。特に市営住宅を借りるときにはどうしても保証人が何人か必要になってくると思うので、その辺の融通がきかせてもらえるか、周りの人たちが精神科の患者さんだということをそういう色んな懸念というものがありますと、障がい者差別ではないのですが、やはり大きなブレーキになってしまうと、病院がアパートを1つのグループホームにしようとしたとき、やはり周りから反対を受けてしまったこともありました。この辺をいかに周りの方々に啓発していくかが課題になっておりまして、今、過渡期になっているのかなと思っております。

議長 ありがとうございます。市営住宅の話がこの報告にもありまして、今、〇〇委員のお話もありました。ぜひ障がい福祉課の方で中心になってというのは変なのですが、ぜひ住宅課の方と、より良い市営住宅の条例改正になるかどうか制度的なこ

とはわかりませんが、スムーズに借りられるような形を進められればなと思います。住宅課の方と私達が話し合う機会があればありがたいと思うのですが、なかなか時間も取れないので、障がい福祉課の方で話を進めていただければ有り難いなと思います。その他のご意見ありますか。

委員 児童療育支援部会の取り組みについて、いわきサポートブックの活用ということが挙がっていたかと思うのですが、前回この回にこども家庭課の方から切れ目のない支援のために入学応援システムという提案があったかと思うのですが、まだそちらはモデル校を作って、モデル的に実施しているだけはあるのですが、市全体としてそのうち取り組まれると思います。前回この場で質問がありましたけれども、サポートブックとの移行やすみ分けであるとか、或は啓蒙や啓発方法という部分で協力できる部分があればぜひ有機的に組み合わせるといったものから、もうすでになさっているかもしれませんが、なお一層システム作りのために有効に相互が活用できればいいなと思ったので、意見を述べさせていただきました。

議長 ありがとうございます。今のサポートブック、こども家庭課などの入学応援シートの子ども部分と福祉の部分、教育の部分が絡んでくるのかなと思うので、色んな意見の中で本当は行政が教育委員会、子どもの部分、障がいの部分で摺り合わせをしていただいて重なりあっている部分もあるかと思うので、調整していただいて、より形になってくればありがたいと思います。その辺り、事務局で現状とこれからとコメントあればお願いします。

事務局 新年度になりましたら、全面施行ということで只今モデル事業を検証しているところです。ご存じのとおりサポートブックは持っている子どもさんが限られているとか、それから支援情報の内容にそれぞれ差が出ている、情報量が多いために読み取りに時間が掛かる、サポートブックならではのデメリットと申し上げますか、その辺りがございますが、今回のシートはそのサポートブックにも組み込まれるような形で検証作業を進めておりますので、いい形でリンクできるような方法をとということで進めてまいりたいと思います。新年度になりましたら、各関係機関への研修会を兼ねた説明会、ガイドブックの作成ということで進めていく予定にしておりますので、ご協力の方をお願い

したいと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。少しずつ進んでいければ、ぜひ説明会の時に念のため障がい関係の施設にもご案内いただければ、いいのかなと思いますので、よろしくお願い致します。その他ご意見ありますか。無いようですので、運営会議、各専門部会の報告事項はこれで終了致しまして、(2) 障害者差別解消法の施行に向けた市職員対応要領(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づいて説明)

議長 ありがとうございます。市の対応ということで皆さんご覧になっていただいたかと思いますが、厚いといったら変ですけども、私も見させていただいて本当に多方面に渡っているなと思いました。このことについてのご意見等々をお願いします。

委員 内容等について特に大きな問題はないとは思いますが、現実的に対応要領をどういう風に窓口の職員に周知させるかという何か方策は考えていらっしゃるのでしょうか。

議長 市の職員とそれからこの文章を読みますと、委託する場合は受託者に対して適切な対応の指導に努めるものにしますとあるので、そのことを市の方で、私たちもそうですが、年度計画や月間計画というものがあるかと思います。その辺りがどうなっているのかなということと、同じ様な計画ですが、3ページの(4)に「合理的配慮」と「環境の整備」の関係があります。本法において、後述の「合理的配慮」のほか、法第5条において、「環境の整備」についての条文が設けられておりますということなので、環境の整備、それから周知の仕方を具体的に28年度どんな感じで何月にこんなこと、環境整備はどういったものを行うかという計画がありましたら、合せて説明をお願いします。

事務局 今回、市職員対応要領作成にあたりまして、ご意見いただきましてありがとうございました。対応要領のもともとの作りなのですが、まず国が内閣府で作りまして、国レベルの各省庁、全ての省庁で対応要領を作成しております。それに受けて、検討し、どうするかは地方自治体では努力義務ということですが、この要領につきましては、特に障がい者が対象だから障がい者が作るということではなくて、自治体によっては職員課が作ったりということなので、もともと対象は福祉の職員ということではなくて、市の職員全てを対象としております。今回の対応

要領の作り方なのですが、前半部分は国の作ったもの、国の作りがもともと条文で、ある意味法律的な文言の羅列だったものですから、比較的わかりやすいように整理させていただいたのが1つと、ページで言いますと1ページから11ページまではそのような条文を比較的わかりやすいと思われる表現に直したものです。12ページから17ページまでは具体事例ということでこれは国のものを参考にしたものとなっております。18ページ以降はもともと平成25年度に作成した市の窓口における障がい者への配慮マニュアルの部分を後ろに合わせて、作成ということで一体的にしたものとなっております。この対応要領の活用の計画なのですが、全てに該当するという事なので、今の時点では各部署等にこれを配付しまして、市の中でも職場研修というものがあるものから、職場研修に生かしてほしいというのがまず1つあります。もう1つが、後程触れますが、来年度いわき市の方で手話通訳、従来は障がい福祉課2名体制だったのですが、1名増員ということで予定しております。その役割の1つとしては、障がい者配慮のうちの聴覚障がいに合わせて増員としたわけですが、28年度採用の新人職員研修の中に手話の研修と合わせて、こういった市の職員の障がい者配慮対応要領を作成しましたということで、短時間ではあるのですが、全部で40分程度の職員研修なのですが、この対応要領を説明する時間を設けたいと考えているところです。あと委託につきましても、もともと国の方でも受託事業所についても障がい者に対する対応を受託した事業所に研修するという表現になっております。今後各部署等にお知らせするときもなのですが、障がい福祉課に限定して言います場合、障がい福祉課から委託させていただく対象はほとんどが福祉サービス事業所が想定されると思うのですが、厚生労働省の方では福祉サービス事業所に対する対応要領、配慮をもともと作成しておりまして、ここに出席いただいております事業所、法人の方々は内容を見ていただくことになるとお思いますので、ある程度障がい福祉課で委託を想定している事業所の方はそちらの対応要領を見ていただく、あとは法人内で周知して頂くことを前提に進めていただきます。最後に環境整備の点につきましても、もともとこの対応要領というものが市の職員の対応に対する要領ということで、委員から質問がありました環境の整備につきましても、職

員の対応とはまた別な、例えば音声型の信号機をつけてほしいや、全ての建物にエレベーターを付けてほしいなどの相談内容、そのような場合はちゃんと話を聞きましょう、場合によっては合理的配慮をしましょうということです、この対応要領の作成で実現させていただいたのは対応要領の内容と環境整備への取り組みについては別な整理をさせていただいて、環境整備への取り組みにつきましては、平成 25 年度に作成した市障がい者計画の中の生活環境という分野でそういった施設を所管している課については別に事業について取り組むよう、働きかけていただきたいという整理をさせていただいていますので、この対応要領の中でいつごろ環境整備をしていくか、また別な整理とさせていただいております。

議長 ありがとうございます。今の話で資料の 13 ページのところ
に物理的環境への配慮ということがこれだけしっかり書かれて
おりますので、別な課などいろいろ出てくるかと思いますが、
この要領で進めていくかと思うのでよろしくをお願いします。

委員 マニュアルを作ったからではなくて、マニュアルがあるから
対応するというのではなくて、自発的な対応を我々障がい者として
はお願いするだけです。

議長 せっかくいい要領を作って、〇〇委員がお話したように、
要領ができましただけではなくて、これは我々サービス提供事業所も積極的に自分のところを見直していくということがもとの筋なのかなと思っております。そんなことで各委員の方もやっていかななくてはならないのかなと思います。それから 2 つほど、回答が出る、出ないは別にして、14 ページのところに「会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある委員や知的障がいを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」ともう 1 つ、12 ページ (1) のア「本人又はその家族等の意思に反したサービス (施設の入所など)」ということがあるので、なかなか入所型にいたので、改めて本人が家に帰りたと言ったときにどうなのかなと、だけど相談支援員の方や施設の職員が、ここがいいと勧め入所するということが引っ掛かるということと、この自立支援協議会の全体会議の中に知的障がいの方が入っておりませんが、今の代表者は別として、知的障がいの方も本人が出て、脇にサポーターがつくようなことも、さきほどの

資料の中で出てきた要望に出てきたかなと思うのですが、すぐには無理だとしても私達委員も考えていかなければならないと感じております。その他対応要領についてのご意見はありますか。対応要領についてはこれで終了いたします。では、第4次いわき市障がい者計画における事業実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局
議長

(資料に基づいて説明)

ありがとうございました。事務局からの報告でしたが、委員の皆さんからのご質問はありますか。

委員

評価については各課の自己評価ということでよろしいかと思うのですが、事業を実施した際の評価が自己評価で簡潔してしまうと顧客ニーズではないですけれども、利用される方とか、障がいがある方ご本人の評価がどうなのかなというところはあります。事業全体を通しては、Aが多いということで頑張ってるかなと思いますというのが感想です。

議長

第4次障がい者計画が手元にないので間違えた質問をするかもわからないのですが、この資料を見て、障がい者計画が事業名だと当然思います。担当課もわかります、評価がA～Eまでは〇〇委員がおっしゃったように自己評価で分かりますが、必要性の評価というのはどういう意味なのかなと、計画の所でこういうことを事業名ひとつひとつ行った、行ったことに対してこういうふうに行いましたという評価でないと、第三者的に言うに行ったか、行っていないのか、必要性の評価ももちろん必要ですが、改めて第4次障がい者計画の計画を立てると言ったときに、これは1番最初の福祉情報コーナーの設置と言ったら、先程の26年度に設置したと、27年度も設置したと、そして中身はここにあるように実施内容としてこういうことを、これは27年度市民の云々ということで行いましたという評価でないと、なんというのか、これが間違っているわけではないのですが、そういう評価をしていかないと100%行った、半分しかできなかったということやらないと必要性としてはもちろんわかるのですけれども、それから、もう1つ自己評価は当然やっている方からしたら必要なのですけれども、この計画は計画策定委員会が携わって策定して、チェックは全体会議でやるようにと計画の中に入っていたのかなと、そうすると私達委員はこの計画をチェックするにはどうしたらいいのかなと思います。その辺

りが私はどうしても疑問に思ってしまう。この評価が別に間違いだということはありません。ただ行っているのか、行っていないのか、必要性であるということはわかります。必要性がAということは必要だということが分かるのですが、これは行ったのですか、27年度行っていないのですかということの表し方にはならないのかなと思うので、その辺りをこれからも続いていくことだと思うので、先ほど出た顧客満足度ではないのですが、その観点からも様式をプラスして加味していただくとありがたいというのが私の感想です。あと質問内容ですので、次に移っていきたいと思います。第4次いわき市障がい者計画における事業実施状況について報告いただきました。これで報告事項3つ終わりました、次に協議事項に移っていきたいと思います。(1)の基幹相談支援センター設置に向けた検討(他自治体の動向)について、お願いします。

事務局
議長

(資料に基づいて説明)

ありがとうございました。今、事務局の方から話がありましたように前回皆さんのお話をお聞きいたしました。それからそのあとに運営会議の方から報告がありましたように改めて、部会の方でも検討していただいたという話をいただきました。今事務局からありましたように28年度具体的な内容ということで進めていきたいという報告ですが、前回各委員の方から直営、委託などのお話をありまして、協議させていただきましたが、改めて今の資料を報告いただきまして、みなさんからご意見、ご提案があれば、お聞きしたいなと思います。

委員

2点質問があるのですが、委託料、中核市における基幹相談支援センター設置状況の委託料、大分ばらつきがある印象ですが、これは千円単位のことなのですかね。それともう1点は我々で協議するのは勿論、いくらでも協議しますが、いわき市としての考えと伺いますか、それはどうなのかなということをお聞きしたいと思います。

議長

ありがとうございました。事務局の方で委託料の話は単位の問題でしたよね。2番目の前回もお話をして、それから専門部会のほうからも提供していただいた形がありますが、改めて市としての考え方を願います。

事務局

前は、直営が特に事業所、推薦の方から意見が多かったと記憶しております。前回の内容と運営会議の中で直営という意

見が多かったということで、直営に対する期待が高いと受け止めていいのかなというのが1つと、あと直営がいいという理由の中で懸念として現在の委託ですと例えば中立性や公平性が難しい、あと人員の確保というところが懸念材料として出ていたように記憶しております。そういったものを受けて、実際に現状はどうなのかということで改めて資料を再度説明させていただいた次第であります。今回は中核市の中で27年4月現在回答をいただいたということで36に絞られているのですが、先の厚生労働省の説明でも現在基幹相談支援センター設置の割合でいうと率としては低くて、25パーセント程度だったと思います。今回資料の中で行政直営が今の時点では少ないということと、法人委託が多い、あくまで割合なのですけれども、その中で資料中、委託の金額、千円単位です。市としての考えとしまして、まだこの時点で明言できる段階にありませんが、先ほど説明させていただいたように基幹相談支援センターは第4期障害福祉計画の中に位置づけられているもので、27年度から29年度の間までに国の方でも1ヶ所ということで示されていますので、29年4月ということであれば、28年度の早い時期にある程度、市としての方向性を詰める必要があるので、28年度自立支援協議会の1回目ないしは2回目にはということで、考えているところです。今回の特にA3縦の部分で資料を見ていただくとわかるのですが、行政直営と法人委託ということで、そのわきのところですが、参考ということで、別枠で各中核市での障害者政策担当部署ということで、職員数も並べさせていただいています。参考として1番下にいわき市ということで載せていますが、いわき市の場合ですと、上をずっと見ていただくと人口があって、高槻市だと355,000で職員数が43、いわき市の場合ですと324,000で職員数11ということで、いわき市のところには障がい福祉課の職員数しか載せていないのですけれども、地区保健福祉センターの職員を入れればもっと多くなります。ただいわき市の場合広域なので、障がい者の政策を担当する事業所の職員となるとこれだけの数になります。実際、基幹相談支援センターの中を障がい福祉課だけの、例えば直営になり得るのかと障がい福祉課だけでは難しいのは明らかかなのかなとこの資料を見ていただくとわかるのが1つと、地区保健福祉センターのケースワーカーを含めた体制としてということで考える

と、実際の窓口業務や対人の職員等を調整する必要があるというのが直営の場合の課題なのかなと思っております。実際に行政職員が行っているのを見た場合、詳細に調査したわけではないのですが、宇都宮などは兼務が常勤、非常勤とも14名ということになっています。柏市も専従とはなっているのですが、特記事項、業務内容を見ると、補装具、日常生活用具とか、区分認定、支給決定ということは、これってケースワーカーがやっていることなのかなということなので、基幹相談支援センターの役割、定義の整理の仕方によっては、地区保健福祉センターがやっているところでは、基幹相談支援センターに置き換えれば、直営になってしまうのではないかということで、いろいろ定義の仕方によっては、いろんなことがあり得るのかなと思うのですけれども、正直、市としての考え、行政直営と法人委託とすれば、現在の市の職員配置の状況ですとか、実際協議会の中での各専門部会の役割などを判断した場合は、選択肢としては2つは考えられるのですけれども、どちらが比重が現実的なのだろうかとか考えた場合は行政直営ということは職員の配置数、定数管理などからいうと難しい面が大きいのかなと今の時点では想定しているところです。一方では法人委託の場合はどうなのかということで、各法人さんも市内ですと、いわき市の社会福祉法人は6箇所、そのうち全てが委託ではないのですが、それ以外にNPO法人や事業団がございいますが、各法人さんも相談支援に、特に委託相談などに配置いただいている職員の方はおそらく法人のそれなりに優秀な方が配置いただいているのかなと行政では思っているところですが、その方を相談に取られるとどうなのだろうか、後任の方をどうすればいいのかというのを考えると単一法人だけにいわき市の340,000のエリアをお願いするのはどうなのだろうかということを考えると今回の資料で言うと、単一法人ではちょっと難しいのかなと、そうすると複数法人ということも考えられるのか、複数法人とした場合も社会福祉法人の場合、障がいの場合ですと元々入所施設を持っているところの社会福祉法人の経営規模と職員体制の数と、小規模通所授産所から社会福祉法人資格を取ったところを同列でお願いした方がいいものなのか、やはり障害者の入所を含めたトータル的な関わりという点である程度入所施設を持っている法人がいいものなのか、ただ一方では現在の総合支援法ですと、

障害は全ての障害の範疇になっている、あとは児と者という中で、NPO 法人で児を主として始まったところがあったり、正直色んな選択肢が考えられる中でいろいろ検討を重ねているところが正直です。ただ、回りくどい言い方なのですが、行政直営と法人委託のどちらが現実的なのかを考えると割合とすれば、行政直営の方が割合は低いのかなと、今の段階での整理はしているところです。

議 長

ありがとうございました。現状ということで話していただきました。前回もそんなことで各委員の方から委託、直営の話をしてもらいました。専門部会でも話をしていただきました。そういうことも事務局では十分踏まえていただいて今検討しているのかなと思っていますので、このことについては他なければ終了したいと思いますが、よろしいですか。その次の協議事項ということで、(2) 平成 29 年度いわき市障がい者（児）福祉施設等整備方針の方向性等についてということで、事務局お願いします。

事 務 局
議 長

（資料に基づいて説明）

非常に範囲が広がったような話で聞いていたのですが、28 年度のことは、中身的なことをいうと 27 年度で申請したからそれを決まっていると、それを選定しているということ改めて 29 年度に向けて今の国の方針も踏まえてちょっと厚い資料になりましたけれども、読んでいただいて質問、ご意見等々あれば行って頂きたいという話ですが、それぞれ意見、疑問、要望あればお願いします。皆さんが質問を考えている間に、4 ページのところ、平成 28 年度いわき市障がい児（者）福祉施設等整備方針の 5 の留意事項で、3 年計画で 27、28、29 と数値目標をあげてやっているかと思うのですが、平成 29 年度までに施設入所者の 12 パーセント以上が地域に移行するとともに、福祉施設入所者を平成 25 年度末時点から 4 パーセント以上削減すること、これは数値目標の中に上がっていたかと思いますが、もう 27 年度終わります。28、29 年度の 2 ヶ年で平成 29 年度末までにこの 12 パーセント、4 パーセントという数値を達成していかなくてはならないと思うのですが、特に地域生活移行よりも 4 パーセント削減の方をあと 2 年間のうちでどのように各法人に働きかけていく計画で市の方でいるのかなと、例えば各法人が当然関係してきますので、その間に皆さん質問等考えていただきたい

など思うのですが、行政として今考えていることがあればお願いします。

事務局

いわき市内にある施設入所支援ですと、施設が6ヶ所で定員が270です。そのうち施設入所支援の定員見直しが行われているのが第4期計画ということなので、第4期計画までで、うち5ヶ所ですか、だいたいは定員入所数を減して地域で生活するための環境を整えていくという流れで行われてきたと思います。市の方でこの部分の数値策定にあたりましては、元々は国の示した割合で、ここの施設入所支援の見直しについては取り組んだところですが、それ以外の在宅サービスや通所サービスにつきましては、実際の利用者の状況に勘案して設定したところですが、正直なところ施設入所支援につきましては、ここでの文言の趣旨としまして、もともと国の補助を受けてこの施設整備を行いましょ、というのが前提なので国が新規の施設入所支援を認めないと言っている中で新たに市が施設入所支援を行う新規の入所施設を推薦しますということはありませんという意味での説明と受け止めていただきたいのが1つと、あと施設入所支援の入所者数減につきましては、正直この計画期間中の年度ですけれども、本日の報道など見ますと地域での生活のための不動産を含めた環境というのがずいぶん異なっているので一概に行政の方でもこういった状況を見ても定員削減だけありきでは難しいのかなと考えております。定員を削減したらその分はどうするのかということが当然施設の法人さんについては考えてらっしゃることだと思いますので、ただ当然この中で出ている地域生活支援拠点の29年度までの中でどのような風にした方がいいかということで、ある程度別な提案があった場合には、当然施設入所支援のあり方というものも市として検討が必要だと思っておりますので、そのような案がもし出てきたとすれば先ほどの施設入所を運営している法人さんが集まっての意見交換などは必要かなと考えております。

議長

具体的に見ていると考えると考えていいのかなと思います。各法人が集まっていますけれども、行政は4パーセントということで数字を出していますが、各法人が決めなければ動けない、ではこの4パーセントを削減するには法人とどういうやり方をするのか、28、29年度ですからもう今私達の法人でも今週中に来年度計画の事業計画と予算案の審議です。そうすると各法人も、もう乗

っかってこないわけです。残りが29年度だけです。ではどうするのかということになってくるので、今お聞きしたわけです。

事務局

障がい福祉課でも毎年度各法人さんに事業計画など、新設とか廃止などそういったものを含めて聞かせていただいておりますが、施設入所支援の見直しについては現在、法人から積極的な提案がないのが現状です。一方では国の方では施設入所支援の入所者の減ではあるのですが、果たして施設入所支援のあり方も別になくて良いということではないと思っておりますし、国はそのつもりではないとは思っていますが、地域生活支援拠点の国の提案を見てもどうも国もまだ迷っているのかなというふうに市の方では考えているところもありまして、正直は様子見、第4期のこの期間は様子見なのかなと見ているのが正直なところではあります。

議長

ありがとうございます。たぶん今までは国もすぐに出してきていたのですよね。だから福島県も地域生活移行プログラムということで定員削減、だけどこの4パーセント以降の話が今出ていませんね。ただここで止まっているのかなと私も思っているのですが、とりあえず4パーセントがあるのでと思って質問しました。委員のみなさんからご質問ありますか。

事務局

今回の説明がちょっとわかりづらい部分があるかもしれませんが、この福祉施設等補助対象事業というのは例えば社会福祉法人などが民間の補助を受けて新しい事業やりたいとは他に国の補助、単位で言うと何千万、市の補助金を合わせると億単位、そのような事業費を使って新しい事業をやりたいというものに対する選定の方法ということなのですけれども、従来まではそのような相談があった時には市でも予算を取りましょう、国へ申請しましょうという流れではあったのですけれども、それだと1年間で1つの提案であればいいのですけれども、複数あがってきた場合の公平性を保つためにはやはり公募をした方がいいのではないかとということと、元々は社会福祉法人を対象としていたのですが、国の方と合わせて市や県もNPO法人も補助対象にしましょうと、対象が広がったことでより複数の案件が同一年度に出る可能性があるので公募にしましょう、公平性を保つために公募制にしましょう、ただ、のべつまくなしでは全国でも正直、募集が殺到してしまっていて、県内だけでもそれなりの数です。とすると何でもいから出してしまおうというよ

りはやはり市の方でフィルターをかけてということで、28年度の補助事業からこのような形で行ったところでは、市としましても、この自立支援協議会、専門部会の中で各委託相談の方も含めて、現状分析をしていただいている中で先ほどの地域移行ですとグループホームですとか、保証人の問題、地域生活支援部会ではショートステイが足りないとか、そのような現場の声を活かすためにはより選定順位を明確にするためには28年度については生活介護、重度の方にも対応できるような機械を置くとか、短期入所などを優先的に選びましょう、あるいは他の事業所のモデルになるようなものであれば出しましょうということにさせていただいたのですが、今回も28年度の基本的な流れの中にプラス、今年度国から示された28年度の国の考えを参酌するとグループホームですとか、短期入所、あとは地域生活支援拠点、あとはそれ以上に緊急度が高いということで言いますと、消防法の改正で30年度からグループホームのスプリンクラーの設置が必須になる場合があるものですから、それが出てきた場合にはそっちが緊急高いような公募にしたいというような今回の提案です。大幅に従来、今年度の選定を変えるということではなくて、基本今年度の選定の中に国の方で示されたものを表現として加味していきたいというのが今回の提案で、もしそれでいいのであれば特に意見無しで結構ですし、それではおかしいのではないかとということであれば意見をいただければということで、今年度の相談があった事業で一覧を付けさせていただきましたのは、例えば資料の14ページで国の方では平成28年度の施設整備費の具体的な内容につきましては、先ほど説明がありましたが、14ページの(1)の①の事例の一つに就労系の日中活動系事業所というものはあるのですが、では振り返っていわき市の事業所の相談内容、資料の3ページを見ていただきますと、ここに出ているのは国庫補助の補助を受けてやりたいということではなくて、自前の資金や民間の補助を使って取り組みたいという相談ではあるのですが、3ページの表の中ほど、移行は少ないのですが、就労継続AやBはそれなりに民間補助や自前の資金を使ってやってみたいというところがあるものですから、あえて自前でやりたいというところがあるのであれば、特に国庫補助を使ってここを使わなくてもという考えの整理ということでは、もしもっと他に優先順位を付けた

らいい事業があるのではないかということでご意見があるのであれば本日いただければと思った次第であります。

議 長
委 員

ありがとうございます。
生活支援拠点は国の動きとしても、はっきり方向性が見えていないというところはあるのですが、今後注視していかなければいけないので面的整備にするとかいろいろな課題はあるのでしょうけど、やはりグループホームや地域生活支援拠点、生活の場は重点的にやっていく必要があるのかなと、とくに基幹相談支援センターのところで事務局からいわき市は広域であるというお話もありましたけれども、1ヶ所と言わず、北と南などいろいろ考え方はあると思いますけれども、必要なのかなとは感じております。以上です。

議 長
委 員

ありがとうございました。生活拠点の話がちょっと出ましたけれども、〇〇委員の方で、何かご意見あればお願いします。
国の方向性というのが本当にここ数年来、あっち行きこっち行きでどこに行くのだろうかというのはいまだにはっきりしない、もともとこれが出てきたのは小規模入所施設という考え方がありました。新しい障がい福祉のサービスのカテゴリーとして、高齢の方の福祉で言えば地域密着型の30人以下の入所施設のカテゴリーを国は出したのです。それがいつの間にか消えていきました。その後地域生活拠点の構想が出てきて、その中にも障がい者支援施設を中心にとというのが拠点整備の1つとしてあったのですが、それもまた消えてしまいました。いつの間にか出てきたのはグループホームを中心にした拠点整備です。これ全く先の読めない状況、いまだにそうなのです。右往左往というのが状況ですから、なんとも市としてもどうしていいのか分からないのではないかと思います。

議 長

その他ご意見ありますか。よろしいですか。生活支援拠点事業については28年度の会議から出てくるようになっていかないと29年度までというのは無理だと思います。そこまでに皆さん考えていただいて、資料等があれば事務局から各委員に送っていただけるとありがたいです。協議事項、議題を終了いたしまして、その他ということで事務局の方であればよろしく申し上げます。

事 務 局

その他で、平成28年度障がい福祉課関係事務の見直し等についてということでご説明する予定でしたが、障がい者総合支援

法の3年後の見直しや国の動向等もあります。そういった国の情報、状況等も併せて、次年度の開催に改めて、報告をさせていただきたいと思えます。

議長 これですべてその他まで終わりました。最後に27年度は終了ですので、特にこれだけはというご意見などがあれば、お伺いしたいと思います。

委員 先ほど対応要領ということで発言を控えさせていただいたのですが、差別解消法に関しては将来的な取り組みという方向でちょっと申し訳ない話なのですが、ぜひとも条例化を目指していわき市としては取り組んでいただきたいと思います。これに関しては都道府県レベルですとずいぶん多くのところが条例化をすでにしております。市のレベルでは全国に数ヶ所設置していて、千葉県などはずいぶん前にこの取り組みがなされているということで福島県内、県をはじめ、今のところ取り組みが見えてないというところですので、ぜひともいわき市がいち早く福島県内ではトップを切って条例化というところでの議論も新年度ちょっと入口に立っていただければなというふうに思えます。

議長 ありがとうございます。その他よろしいですか。最後に出てきましたが、条例化のことは、事務局のほうでもいろいろ情報とか検討して頂いて報告いただければありがたいと思えます。以上でその他まで終わりましたので、第4回目の自立支援協議会を終了します。ご協力ありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして、第4回目いわき市地域自立支援協議会を終了いたします。

IV 閉会